



# 消防団の組織概要

令和5年4月1日現在

都道府県名	北海道	所在地	〒070-8525		
市町村名	旭川市		北海道旭川市7条通10丁目		
消防団事務所管	旭川市消防本部市民安心課消防団担当	電話番号(直通)	0166-25-8364	FAX	0166-21-4120
消防団名	旭川市消防団	メールアドレス	shobodan@city.ashikawa.lg.jp		

組織	分団数	35	分団	ホームページURL	<a href="http://www.city.ashikawa.hokkaido.jp/kurashi/311/315/p006629.html?path=C100/C311/C315/P6629">http://www.city.ashikawa.hokkaido.jp/kurashi/311/315/p006629.html?path=C100/C311/C315/P6629</a>
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	0	隊		
	部数	0	部	消防団活動事例・PR等	
	班数	0	班		
団員数	条例定数	750	人	<p>旭川市消防団は、日頃から訓練を積み重ね、火災・水災及びその他の災害の防御に活躍しています。</p> <p>また、平常時においても予防広報など献身的な取り組みを行うとともに、あわせて女性消防団員により繊細かつ、ソフト性を活かした市民との対話による火災予防活動を行い、地域防災の重要な役割を果たしています。</p> <p>消防団員は、会社員や自営業、主婦、学生など各自本来の仕事を持ちながら活動をしています。</p> <p>災害が発生した場合は、自宅や職場から出動しています。</p> <p>消防団は誰にでも参加できる活動です。そんなあなたのチカラが消防団には必要です。</p> <p>消防団の入団資格は、市町村ごとに条例で定められています。</p> <p>旭川市では、市内に在住している方で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢18歳以上の者</li> <li>・心身ともに健康な方 など</li> </ul> <p>職業や男女を問わず入団することができます。</p>	
	実員数	630	人		
	男性団員数	594	人		
	女性団員数	36	人		
	基本団員数	630	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	0	人		
職業構成別団員数	国家公務員	0	人		
	地方公務員	11	人		
	都道府県職員	1	人		
	市区町村等職員	10	人		
	特殊法人等公務員に準ずる職員	36	人		
	農協職員	12	人		
	日本郵政グループ	11	人		
	その他	572	人		
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	4	台		
	水槽付消防ポンプ自動車	4	台		
	小型動力ポンプ付積載車	27	台		
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	0	台		
	手引き動力ポンプ	0	台		
年額報酬	報酬額(階級:団員)	年額	36,500	円	
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円	
出動報酬	火災	16,000	円		
	風水害等の災害	16,000	円		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2:「年額報酬」「出動報酬」の額は、令和5年4月1日現在の条例で定める額。

「出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。

定めがない場合又は年額支給の場合には「-」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。